

## 広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市公共施設整備等事業者選定審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる議題について審議を行う場合は非公開とする。

- (1) 会議資料に広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のうちいずれかが含まれる場合
  - (2) その他公にすることが不相当と認める場合
- 2 議題を非公開とする場合の決定は、会長に一任する。

(会議開催の周知)

第3条 審議に係る公共施設の整備等を所管する課等は、審議会を開催するに当たって、審議会の日時、場所等必要事項を記載した審議会の開催案内を作成し、原則として審議会を開催する日の1週間前までに、これを次の方法により審議会を開催する旨の周知を図るものとする。

- (1) 審議に係る公共施設の整備等を所管する課等における備付け
- (2) 広島市公文書館における備付け
- (3) 広島市ホームページへの掲載

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10名とする。

(傍聴手続)

第5条 傍聴の申込みの受付は、審議会の当日、審議会開始の30分前から開始する。傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者
- (4) その他円滑な審議会の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為を

しないこと。

- (3) 飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 会場で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合を除く。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、審議会の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、あるいは当該審議会を中止する等の措置を講ずることができる。

(議事要旨の作成及び閲覧)

第9条 審議に係る公共施設の整備等を所管する課等は、次に掲げる事項を記載した審議会要旨を速やかに作成するものとする。

- (1) 審議会名称
  - (2) 開催日時
  - (3) 開催場所
  - (4) 出席委員氏名
  - (5) 議題（公開・非公開の別）
  - (6) 審議会を非公開とした場合は、非公開の理由
  - (7) 傍聴人の人数
  - (8) 審議会資料名
  - (9) 各委員の発言要旨
  - (10) その他審議会等が必要と認める事項
- 2 審議に係る公共施設の整備等を所管する課等は、作成した審議会要旨の内容を正確にするため、会長の確認を経るものとする。
- 3 審議に係る公共施設の整備等を所管する課等は、作成した審議会要旨を、審議に係る公共施設の整備等を所管する課等及び広島市公文書館の所定の場所に備え付け、これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供するものとする。

(準用規定)

第10条 この要領は、部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和4年10月28日から施行する。